

恵那市火災予防条例が一部改正され

# 違反対象物公表制度

が始まります。

恵那市のホームページ上に  
**消防法令違反**の建物を公表します。  
平成31年4月1日から



## 違反対象物公表制度とは

建物を利用しようとする市民の方が、その建物の危険性に関する情報を入手することで、建物の利用について判断できるよう、消防署が把握した重大な消防法令違反をインターネット上に公表する制度です。

## 公表の対象となる建物は

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物で、公表対象となる違反が立入検査において認められた建物が公表対象です。

## 公表の対象となる違反内容は

消防法で建物に義務付けられた消防用設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反です。

## 公表の時期及び方法は

消防署が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合、恵那市のホームページ上に公表します。

## 公表する内容は

- ① **建物の名称**      ② **建物の所在地**      ③ **違反の内容**

お問い合わせ先  
消防本部 予防課 0573-26-0119

